

意見内容		意見に対する市の考え方
(1) 地域自治組織と市との関係	1	<p>案第9項では地域総括交付金の使途につきまして、地域自治組織において監査を実施いただくこと、また、事業の実績報告につきましては、交付金がビジョンに基づく活動に充てられているか等を確認させていただきたいことから、報告をしていただくよう規定しております。</p> <p>第10項の交付決定の取消しと返還命令につきましては、交付金の使途は地域で決定いただきますが、地域ビジョンに基づく活動に活用いただくこととなり、それ以外に充てられた場合等には交付決定の取消し等もあり得る旨を規定しております。</p> <p>当該規定は交付金に関するルールを規定しているため、地域ビジョンや地域自治組織の運営をチェックすることや、市が地域自治組織をコントロールするようなことは想定しておりません。</p> <p>市民と市はまちづくりに対等であることは、まちづくり基本条例にも規定しているとおります。</p>
	2	<p>地域ビジョンの策定時に、市の施策もご承知いただきながら地域の意見をまとめていただきたいと考えております。</p> <p>市も地域ビジョンの策定には参画し、市の現在の施策の推進状況や考え方について、情報を共有しながら進めていきたいと考えております。その中でご指摘いただいた地域のニーズを的確に捉え、対応してまいります。</p> <p>誤解が生じないように検討いたします。</p>
	3	<p>審査と異なり、策定過程や項目が整っているかなどの確認行為です。また、地域ビジョンの検討段階から市も参画していくことから、常に協議・確認等行いながら策定に向けて進めていただくこととなります。</p> <p>従いまして、認定申請時には、市も地域ビジョンの内容を理解したうえで確認を行いますので、仮に住民の方等から疑義が生じた場合に、しっかりと説明責任が果たせるものと考えております。</p>

意見内容		意見に対する市の考え方	
(2) 地域自治組織の性格	1	<p>案第7項で法人格を有しない団体に地域課題の解決に資するよう地域ビジョンを策定させ、それに基づき活動させるのは、自治組織の役員に過大な個人的負担をかけているのではないか。活動の失敗による民事上の責任は誰が負うのか、明確にするべきである。</p>	<p>地域が必要に応じて取り組みを進めていただくものとなりますので、地域自治組織の設立、地域ビジョンの策定またそれに基づいた活動が一時的には負担となることは想定されますが、今後、より多くの意見が反映され、継続した地域自治を推進していくために必要な取り組みであると考えております。地域ビジョン策定の時限は定めておりませんので、地域の状況等に応じて取り組んでいただくこととしております。</p> <p>次に、民事上の責任につきましては、活動の内容やその活動への市の関与の仕方等により判断されるものと考えております。</p>
	2	<p>上記1に関連して、条例案では交付金不交付の地域自治組織が存在するが、この団体に市が案第11項で関与する正当性はどこにあるのか。つまり、市が自治組織と認定した責任主体として第三者に対して自治組織と連帯して民事上の責任を負うのか、負わないのか。負うとすれば、それを明記するべきだし、負わないとすれば、そのような関係性でなぜ市は自治組織に関与するのか。</p>	<p>11項、調査等につきましては、地域総括交付金を交付した地域自治組織に対する規定としております。</p> <p>また、地域自治組織の認定につきましては、当該地域自治組織が条例で規定する認定要件に該当しているか否かを市が確認させていただく行為でありますことから、認定したことにより市が地域自治組織と連帯して民事上の責任を負うことはありません。</p> <p>従いまして、11項の規定による市の関与は、地域総括交付金の交付を受けた地域自治組織となります。誤解が生じないよう表現方法等について検討いたします。</p>
	3	<p>案第11項では書類の保存を10年間としている。事務は各役員が自宅で行っており、すべての書類を10年間も保存できるような環境にはないし、保管場所もない。そもそも伊丹市でも公文書すべてを10年間保存としていない。保存の目的、意義を踏まえ規定するべきだ。</p>	<p>地域総括交付金は地域ビジョンに基づく活動に活用いただくこととしており、地域ビジョンの期間は10年間となっております。また、地域総括交付金の実績報告時に領収書等を求めないことから、当該地域ビジョンの期間中は書類を保管いただき、必要に応じて調査をさせていただくこととしております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のような現状から、10年間の保管を要する書類を限定する等、検討いたします。</p>
	4	<p>案第4項で職員の派遣が規定されているが、市と地域自治組織の協働関係から、自治組織に当該職員を不適切だと判断した場合の更迭要求権を認めるべきだ。</p>	<p>職員が不適切と判断された場合には、当該職員への指導と併せて、他の職員がサポートに入るなど、その都度、協議等させていただきたいと考えております。</p>

意見内容		意見に対する市の考え方
<p>地域の活性化を図るための組織等を整備するのは重要なことであり、条例の制定には賛成しますが、細部に亘る規則の策定や運用にあたっては、以下のように考えます。</p>		
1	<p>小学校校区単位では大きな事業が中心となり、細やかな活動はやはり自治会単位くらいでないと、統制が取れないと考えます。</p> <p>小学校校区全体の事業であっても、実際に動くのは自治会が主体となると考えますが、新たな組織を立ち上げることにより、「自治会潰し」にならないかと考えます。</p> <p>市民には、新たな組織の成り立ちや、特に自治会との関係が分かり難いのではないかと考えます。</p>	<p>当該条例による地域自治組織につきましては、現在の地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、コミュニティ協議会等の小学校区を単位とした組織を、地域活動の中心的な役割を担っている自治会をはじめ、様々な地域活動団体や個人等を構成員とした組織として再編いただくものとなっております。自治会加入率が下がってきている中、広く地域自治組織の事業等への参画を呼びかけ、活動を知っていただくことで、将来的には自治会などへの加入に繋げていくことを想定しており、地域自治組織が設立されましても、細やかな活動はこれまでと変わりなく、自治会などが担っていただくこととなります。</p> <p>従いまして、地域自治組織として、自治会加入促進や自治会との役割分担等に取り組んでいただいてもよいかと考えております。</p> <p>この取り組みにつきましては、要望に応じて、各小学校区等の地域組織に対し説明を実施しておりますので、その中で自治会との関係も含めてご理解いただけるよう説明しており、今後も継続してまいります。</p>
2	<p>地域の組織である自治会、地区社協及びまちづくり協等の担い手が少なくなっているなかで、新しい組織を作ったら担い手が増えていくのでしょうか。</p> <p>また、「やりたいことに参加してもらおう」というような形を採った場合、事業によって偏りができないか、組織として統制が取れるのかと考えます。</p>	<p>地域自治組織を設立いただき、地域ビジョンの策定後、地域総括交付金を活用して事業を展開いただくこととなります。その交付金を活用して、小学校区の全世帯に広報紙等を配布するなど、地域の活動を知っていただくことからはじめ、少しずつ参画いただき、いずれ担い手になっていただければと考えております。</p> <p>また、これまで地域活動に参画したことがない方もたくさんおられる中、まずは「やりたいことに参加してもらおう」ということは新たな担い手となっていただく一つの手段と考えております。組織の統制は重要ですが、担い手が少なくなっている中、まずは活動を知っていただき参画いただくことが必要であると考えます。</p>

	意見内容	意見に対する市の考え方
3	<p>少なくない金額の資金が地域へ降りることとなると思いますが、次のように考えます。</p>	
	<p>(1) 個々の地域で体制や実施事業の質・量等に違いがあるので、交付金のうち従前からの補助金等相当以外の部分については、それぞれの地域事情に応じて増減しても良いのではないかと考えます。</p>	<p>現在、各小学校区単位の組織において、規模の差はありますが活動内容に大きな差はない状況であると認識しております。 今後、地域ごとの活動内容等が変わることにより、地域差をつける必要があると判断した場合には、その時の状況に応じて交付金額について検討いたします。</p>
	<p>(2) 内部監査だけで良いのかと考えるので、「市が調査できる」こととなっていることから定期的に調査・監査するように明確に定めるべきではないかと考えます。</p>	<p>住民主体の地域自治を基本とし、用途を自由に決めていただく地域総括交付金の趣旨や、これまでの地区社協等の小学校区単位の組織での会計監査状況からいたしましても、地域自治組織内において確実な監査を実施いただけるものと認識しております。 市への実績報告や地域における総会での会計報告等、市が地域総括交付金を含む地域自治組織の会計状況を把握する機会もありますので、その内容を確認の上、必要と認めた場合は調査等を実施することから、定期的な市の監査は必要ないものと考えます。</p>
	<p>(3) 交付金の返還をさせることができるように規定されていますが、過大な資金の留保は事故のもとであり、地域崩壊につながりかねないと考えます。 資金の留保に歯止めをかけるよう、一定の基準を設けるべきではないかと考えます。</p>	<p>地域自治組織の財源につきましては、大きくは地域の自主財源と地域総括交付金となります。地域総括交付金に関しましては条例により、交付決定の取消し、交付金の返還、繰越し等、一定の基準は規定いたしますが、自主財源につきましては、総会の資料等により状況を確認することは可能ですが、市が基準を設けるなどできないものと認識しております。 繰越しなど、資金が十分にあることなどから、地域総括交付金の交付を受けない、または、満額交付を受けない等は可能ですので、地域自治組織内で状況に応じてご判断いただきたいと思いますと考えております。</p>

伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例(案)
パブリックコメント提出意見と市の考え方

意見3

意見内容	意見に対する市の考え方
<p>地域で、色んな団体が活動していますが、どこがやっているのかわかりません。この条例にあるように、各小学校でここに行けば地域のことがわかるというようになるのは、わかりやすくいいと思います。市が認定し、協力の意思表示を示されると、住民にとっても安心して尋ねていけるとおもいます。最近、共働きの家庭も多いので、なかなか参加が難しいと思うので、地域の活動を精査していく必要があると思います。各団体が協力しあい、負担ばかりが増えるような形にならないようにしてください。</p>	<p>少子高齢化やライフスタイルの変化により、住民同士の繋がりの希薄化や地域活動に対して関心の低い人が増えてきており、地域活動の担い手不足や担い手の高齢化などの課題が自治会の解散や休止などに顕われてきております。市としましては、地域を取り巻く課題を解決するため、概ね小学校区を活動範囲とし、全住民を構成員とする組織を地域代表性を有する組織として認定し、地域活動の運営、自治の推進などを支援し、地域コミュニティの基盤強化に努めてまいります。</p> <p>地域自治組織に対しましては、地域代表制のほか、民主制、透明性、開放性を有していることを求めており、住民に対して地域の広報紙等の全世帯配布を行うなど情報発信を積極的に行い、地域に愛着を持ち、誰もが地域活動に参画していただけるような地域づくりができるよう支援してまいります。</p> <p>また、地域自治組織として認定させていただいた後には、地域の活動方針となる、地域の将来像とその実現に向けた活動計画を示した「地域ビジョン」を策定していただきます。地域ビジョンは、策定経過の中で、地域自治組織内での事業、活動の精査をはじめ、地域内の各団体間の活動の調整を図る機会でもあると捉えていただくよう、市としても支援や助言をしてまいります。</p>

伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例(案)
パブリックコメント提出意見と市の考え方

意見4

意見内容	意見に対する市の考え方
<p>市がきちんと認定することによって、地域の組織が一体となっていることが住民に周知できることはとてもいいことだと思います。新たに引越してきた方にとっても安心できると思います。現在、役員のみなさんは高齢化していて、今後、地域活動が継続できるのか心配です。広報に力を入れていくようですが、子育て世代の方などが多く参加してもらえる仕組みが必要だと思います。また、参加しやすい雰囲気も必要ではないでしょうか。これから、市とのよりよい協力関係を期待します。</p>	<p>市が認定させていただくことで、その地域を代表する組織としてこれまでよりも更に地域が一体となって自治を推進していくということを、住民の皆様にも広く周知できるものと考えております。</p> <p>また、地域活動の担い手不足や担い手の高齢化等が課題となっておりますことから、新たな担い手となっていただくため、広報等による情報発信を強化することでより開かれた地域活動となり、子育て世代の方を含め、小学校区内の誰もが地域活動に参画できる仕組みを構築していくことが必要です。</p> <p>協力関係につきましては、地域自治組織の設立や地域活動の運営等に対し、市が支援していくことで、よりよいものとなっていくように努めてまいります。</p>

伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例(案)
パブリックコメント提出意見と市の考え方

意見5

意見内容	意見に対する市の考え方
<p>地域自治組織は、地域を代表する任意組織であるため、市役所のように全責任をもつことはできないと思います。</p> <p>市役所がしなければならないことは市役所で、市役所でするまでもなく、地域で実施してもいいものは地域で行うようにしなければいけないと思います。</p> <p>つまり、地域がみずから責任を負える範囲で実施することが重要だと思います。</p> <p>地域ビジョンをつくるときには、市は、そのあたりをしっかりと見極めてください。</p> <p>また、市役所が関与しすぎると、かえってうまくいかないことも多いかと思えます。</p> <p>あくまでも後方支援でいいのではないかと思えます。</p>	<p>地域自治組織での活動を含め、地域活動については、地域自治の推進のため、それぞれの地域事情に応じて実施していただくものであり、市はそれを支援させていただく立場にあります。</p> <p>地域と市との役割分担は必要ではありますが、その中でどのように協力・連携していくか、また、地域への過度な負担とならないように、地域でできることやしなければいけないこと等を見極めるための協議や調整を行ってまいります。</p> <p>地域ビジョンの策定や地域の運営等への支援につきましては、地域の状況をしっかりと捉えつつ、地域主体を基本としながら行ってまいります。</p>

伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例(案)
パブリックコメント提出意見と市の考え方

意見6

意見内容	意見に対する市の考え方
<p>地域ビジョンをつくることはとてもいいことだと思います。</p> <p>この地域がどこにむかっているのかもよくわかるので。</p> <p>これまで何年も同じ方が会長をしているのは、なり手がなくともありますが、何をしたらいいのかわからないということもあると思えます。</p> <p>PTA会長のように、一定の期間で交代できるようにしなければ、大変だと思いますし、独裁的だと捉えられてしまいます。</p> <p>みんなで少しずつ、できることのできる組織になればいいと思います。</p>	<p>地域ビジョンは、地域の将来像とその実現に向けた活動計画を示した、地域の向かうべき方向性が明文化されたものであり、地域自治組織の会長等役員が交代されたときなど、地域ビジョンに基づいた活動を行うことにより、継続性を持った地域自治を行うことが可能となります。</p> <p>会長をはじめとする役員等につきましては、組織の規約等により一定期間での交代を規定されているところもございますが、長年担われることで、各種地域活動団体との良好な関係を築くことができ、地域運営がスムーズに行えることや、過去の経験から、効率的な事業展開が可能となるなど、メリットとなることは多いと考えます。</p> <p>しかしながら、重責であることなどから、担い手不足が課題となっておりますので、当該条例に基づいた取り組みにより、誰もが地域活動に参画でき、地域ビジョンに基づいた活動を実施することで、地域自治組織内での役割分担や、新たな担い手が現れ、負担が軽減されるものと考えております。</p> <p>少しでも多くの方に「できることを、できるときに」から地域活動に参画いただきたいと考えております。</p>

意見内容	意見に対する市の考え方
<p>小学校区には、色んな団体が多くある。それらが、課題を持ち寄って協力して解決できるプラットフォームをつくるのが大切ではないか。</p> <p>この条例は、それが実現できるものなのだろうか。</p> <p>また、現在の地域活動は、前任が培ってきたものであるため、なかなか改善することができない。</p> <p>組織をつくることにより、しんどくなっていくことはないのか。</p> <p>より多くの意見が反映される組織にしないか、とはいえないと思います。</p> <p>市役所も大変ですが、地域の自主性が発揮できるよう支援をお願いします。</p>	<p>この条例に基づく取り組みは、小学校区内の様々な団体や住人の方等が地域の課題について協議し、解決に向けて取り組みをはじめの第一歩となるものと考えております。特に、地域ビジョンにつきましては、誰もがその策定の過程に参画することができ、活動内容によってはこれまで培ってきたものを継続することや、新たな活動が必要である等、様々な意見を出し合いながら、地域で作り上げるものとなります。</p> <p>組織につきましては、現在、すでに各小学校区に設置されている地区社会福祉協議会やまちづくり協議会等を再編していただくこととなりますので、新たに組織を立ち上げていただく必要はないものと考えております。ただし、地域ビジョンの策定またはそれに基づいた活動につきましては、会議等の開催や意見の集約等、一時的には負担となることは想定されますが、より多くの意見が反映され、継続した地域自治を推進していくために必要な取り組みであると考えております。</p> <p>市は、地域自治組織の設立、地域ビジョンの策定、地域活動の運営等に対し、地域の自主性が発揮できるよう支援してまいります。</p>